

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	円	
特定施設の名称	2		当期益金算入額 のうちの 計	8		
			鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	9		
			同上以外の場合による 益金算入額	10		
当期準備金積立額	3	当期準備金積立額のうち 損金算入額	11			
積立 限度 額の 計算	4	貸借	期末金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	12		
			貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13		
積	当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額		差引	14		
			① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1 又は「第55条の5第7項」※2	13) - (12)		
			② 「区分番号」欄：「00192」	照表の取崩不足額		15
			③ 「適用額」欄：「11」欄の金額	(13) - ((13) - 前期の(13))		
			※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合	生じた差額の合計額		16
	前期における差額	17				
		(前期の(14))				

法 0301-1204